

令和6年

～交通マナーアップいしかわ～

春の全国交通安全運動

期間 4月6日(土)～4月15日(月)

4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ◆ こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ◆ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ◆ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



令和五年度交通安全ポスターコンクール小学校低学年の部 最優秀賞
津幡町立条南小学校二年(入賞当時)羽左間ひよりさんの作品

令和6年4月1日から
**自転車保険
加入義務化**

万が一の事故に備えて
必ず保険に入りましょう。

- ヘルメットをかぶりましょう
- 点検整備を行いましょ
- 交通ルールを守りましょ



石川県自転車条例HP

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり

- ドライバーは通学路等でスピードを落とすなどして、歩行者の急な飛び出しに注意しましょう。
- 歩行者は横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守りましょう。
- 手を上げるなど、ドライバーに対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けましょう。
- 夕暮れ・夜間の外出時は、明るい色の服装を心掛け、反射材用品等を着用しましょう。



歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

- ドライバーは歩行者をいち早く発見し、特に横断歩道では歩行者優先をしっかりと守りましょう。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく使用しましょう。
- 暗くなる前から早めにライトをつけましょう。また、対向車や先行車がない場合はハイビームを上手に活用しましょう。
- 飲酒運転・妨害運転(いわゆるあおり運転)等の悪質性・危険性を認識し、絶対に許さない社会環境をつくりましょう。

※「二日酔い」でも飲酒運転になります。



自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

車だけ? 交通ルールは 皆のもの

- ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 万が一の交通事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。
※令和6年4月1日から保険加入が義務となりました。
- 安全確認をしっかりと行い、二人乗り、並進、無灯火等の危険な運転はやめましょう。
- 特定小型原動機付自転車※利用者は、交通ルールを理解し遵守しましょう。

※いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすもの

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



石川県交通事故相談【総合窓口(076)225-1690】

損害賠償の算定や保険金の請求方法、過失の程度について、専門の相談員が無料で交通事故相談に応じています。弁護士による無料相談日も設けておりますので、お気軽にご相談ください。(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 石川県庁相談コーナー 相談時間 9時～17時
- 奥能登行政センター相談コーナー 相談時間 13時～15時(事前予約制)